

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年10月26日

香川県知事 殿



提出者

住 所 香川県さぬき市寒川町石田東甲387番地1  
氏 名 さぬき市病院事業管理者 德 田 道 昭  
電話番号 0879-43-2521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	さぬき市民病院
事業場の所在地	香川県さぬき市寒川町石田東甲387番地1
計画期間	令和5年度

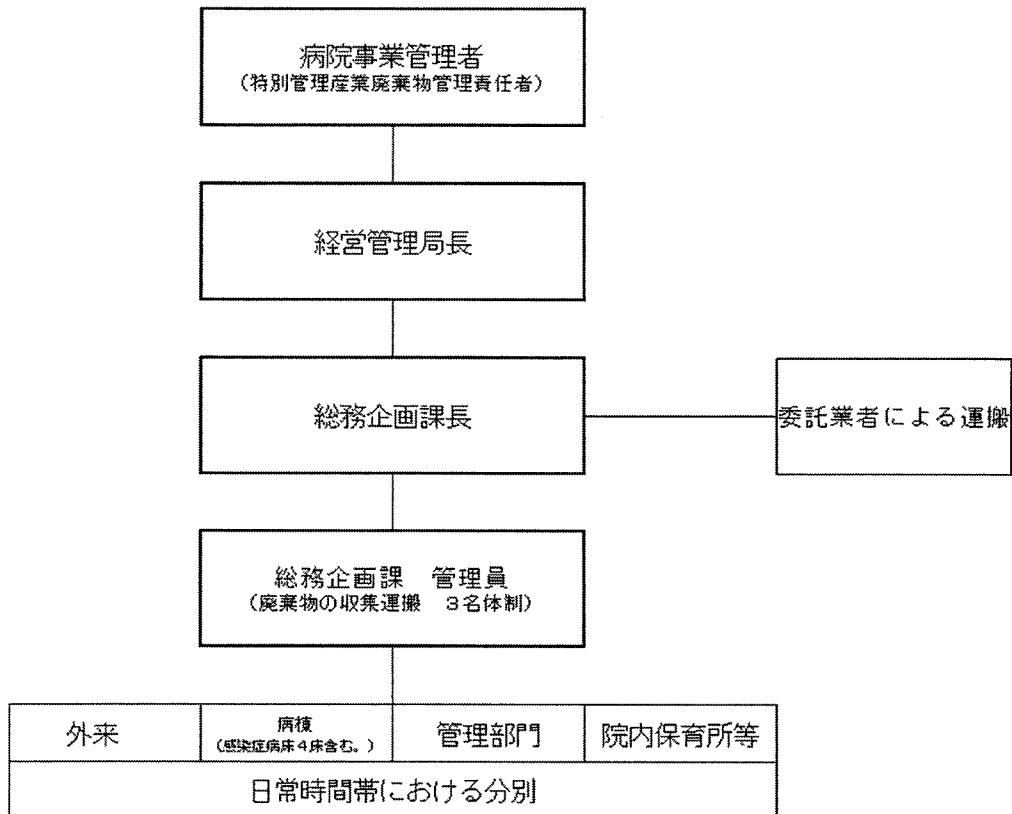
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業（日本標準産業分類中分類に規定される）
② 事業の規模	23診療科・179床（一般175床・感染症4床）
③ 従業員数	394名（実人数）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生現場で専用容器（段ボール又はメディテール容器）に分別して一時的に収納し、当院の管理員が施錠可能な廃棄物専用倉庫に搬送し保管した後、専門業者に運搬処理を委託している。

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

## さぬき市民病院特別管理産業廃棄物処理に関する管理体制



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	医療性廃棄物	
	排出量	155.13t	t
(これまでに実施した取組)			
病院事業であり、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等で総量が昨年度比約22t増加しているが、排出総量の規制が極めて困難な状況である。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	医療性廃棄物	
	排出量	122.35t	t
(今後実施する予定の取組)			
新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていることから、前年度から入院患者が落ち着きを見せており、前年度と同等の廃棄物が排出されることが予測される。したがって、これまでの取り組みに加えて、管理員を増員するなど一層の感染対策を徹底するものである。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) マスク、脱脂綿、包帯、ディspoガウン、注射針、メス、鋭利な医療用器具等である。 なお、写真や分別方法の具体例を示した医療廃棄物分別表を作成し、分別方法を各部署に周知している。 また、ＩＣＴラウンドにおいても、定期的に分別方法が適切であるか否かの確認を行うなど、職員に対して継続的に啓発を続けていく。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 概は、現状どおりと考えている。
②計画	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
①現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			

		【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類		
②計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
		【前年度（令和 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類		
①現状	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画			
		【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
		【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	マスク、脱脂綿、包帯、ディスポガウン、注射針、メス、その他固形状、鋭利な医療用器具等	
① 現状	全処理委託量	155.13t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	155.13t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t

	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、専用メディテール及び専用段ボールに用いるペダル（足踏み）式設置台を増設した。			

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	マスク、脱脂綿、包帯、ディスポガウン、注射針、メス、その他固形状、鋭利な医療用器具等	
	全処理委託量	122.35t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	122.35t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 現在、専用メディテール及び専用段ボールに用いるペダル（足踏み）式設置台を各部署に設置しているが、必要台数が確保されているか精査し、不足している場合は、整備を行うこととする。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。